

**令和7年度 倉敷市
地球温暖化対策を推進するための
補助制度説明会**

2025年3月 地球温暖化対策室

スケジュール

- 1.太陽光発電システム(FITあり)
- 2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし)
- 3.リチウムイオン蓄電池システム
- 4.おひさまエコキュート
- 5.質疑応答(前半)
(休憩)
- 6.中小企業者向け省エネ改修
- 7.質疑応答(後半)

1.太陽光発電システム（FITあり）

1.太陽光発電システム（FITあり） 概要

補助対象

既築の戸建住宅（兼戸建住宅を含む）に設置する太陽光発電システム

受付期間

令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月31日（火曜日）

予定件数

200件（交付申請※の先着順）

補助金額

1kWあたり2万円（上限4kWまで）

※申請名称を変更しています

旧	R7年度
事前登録	交付申請
交付申請	実績報告

1.太陽光発電システム（FITあり） 変更点

R6→R7の変更点

- ✓ 補助予定件数の変更 ✓ PPAによる申請は補助対象外
- ✓ 過去に市の太陽光補助金の交付を受けていない住宅に限り、
モジュール・パワコンを全更新する場合は、補助対象
- ✓ 4/1以前の設置契約締結は**補助対象外** ※見積による契約代替不可
- ✓ 交付決定前の工事着工は補助対象外
- ✓ 設置契約より前に、中国電力ネットワークに系統連系接続契約申請を行っている場合は**補助対象外**
- ✓ 交付申請期日は設置契約から90日以内
- ✓ 実績報告期日は受給契約から90日以内
- ✓ **FIT認定申請完了後、本市へ申請完了の報告**

その他提出書類の
変更もあります

1.太陽光発電システム(FITあり) 留意点

留意点

✓ 申請順序の厳守

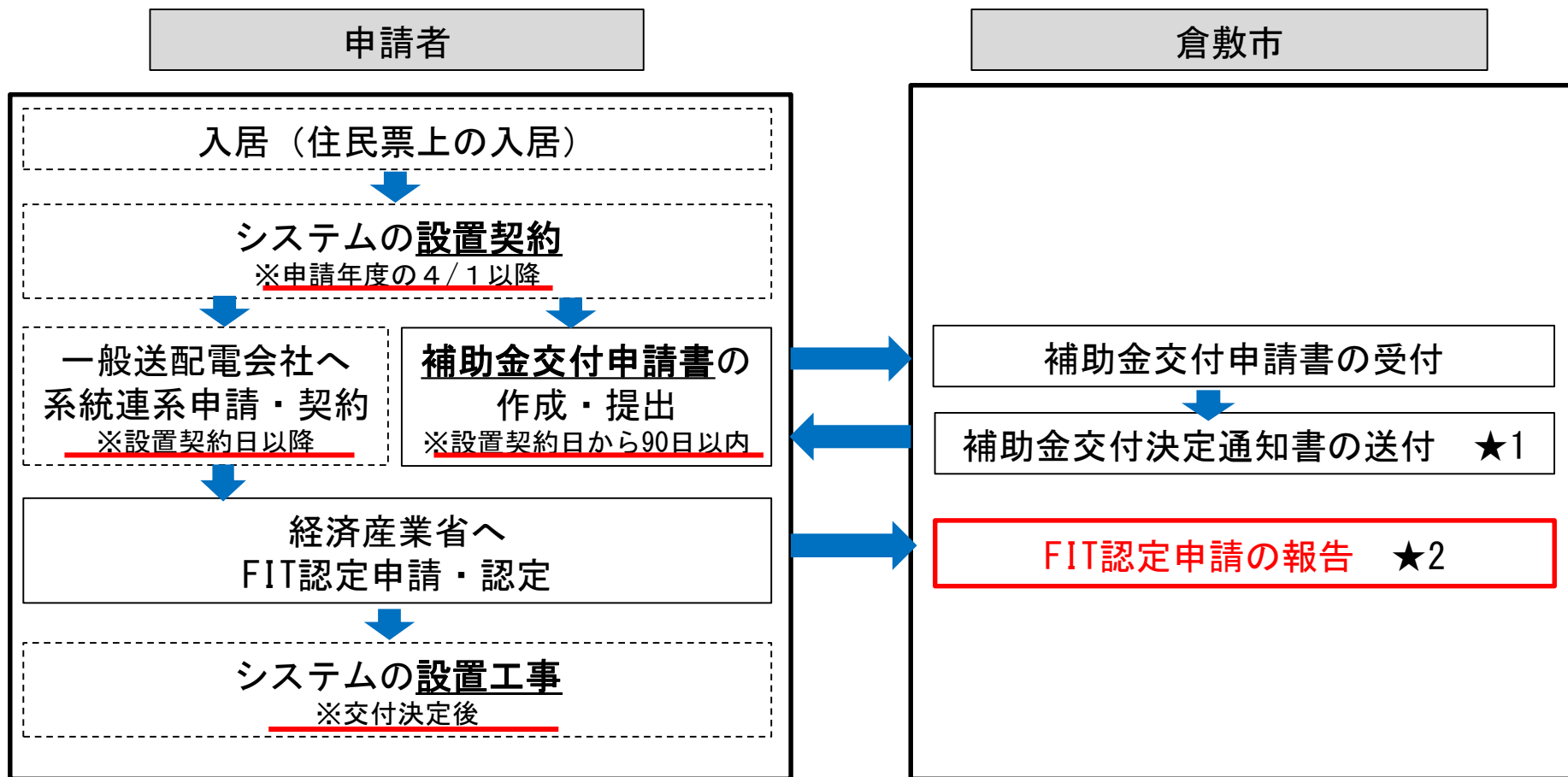
1住宅への転居 → 2設置契約(4/1以降。見積は不可)

→ 3交付申請 → 4系統連系申請 → 5FIT申請

→ 6設置工事 → 7受給契約 → 8実績報告(3/31迄)

✓ 事業中止の際には、必ず交付申請辞退届を必ず提出

1.太陽光発電システム(FITあり) 申請手順(工事前)



★1 「交付申請後」に事業中止となった場合は、必ず「交付申請辞退届」を提出

★2 FIT認定申請完了後に、市に事業進捗状況を報告

1.太陽光発電システム(FITあり) 申請手順(工事後)

申請者

倉敷市

システムの設置工事

※交付決定後

電力会社との受給契約

補助金実績報告書の作成・提出

※受給契約日から90日以内or令和8年3月31日迄

指定金融機関口座を確認

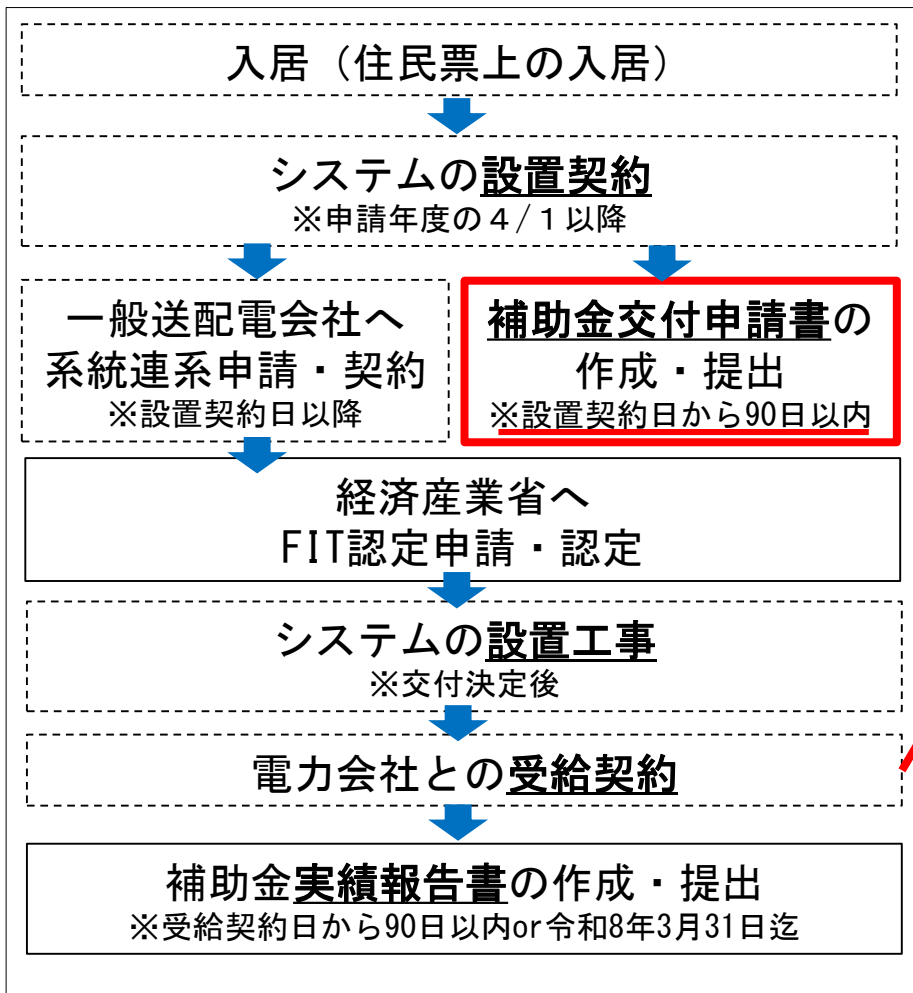
補助金実績報告の受付

補助金交付確定通知書の送付

出納室から口座振込通知書を送付

指定金融機関口座に振込

1.太陽光発電システム(FITあり) 交付申請書



(第7条関係) **補助金交付申請書**

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金 交付申請書(兼同意書)

太陽光発電システム

倉敷市長 あて 令和 年 月 日

申請者の区分 個人 リース
設置区分 新規 更新

申請者

住所	〒	押印または署名
フリガナ		押印または署名
氏名 (名称・代表者名)		
電話		

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付申請します。
補助金交付に必要な事項について、倉敷市が調査を行うことに同意します。

設置契約日	令和 年 月 日	※設置契約日から90日以内に交付申請書提出(必着)
システム設置日(予定) (電力受給契約書の受給開始日)	令和 年 月 (予定) ※R8年3月31日を超えない日	※令和7年4月1日以前の日かつ住宅への入居日以前の日
【モジュール】 公称最大出力 と設置枚数(予定)	①	W × 枚 = W
	②	W × 枚 = W
	③	W × 枚 = W
	合計 A	kW (小数点以下2位未満切捨て)
【パワコン】定格出力(予定)	B	kW (小数点以下2位未満切捨て)
出力値(予定) ※A, Bのうちの低い値を記入	C	kW
補助金交付申請額 ※C×2万円(上限8万円)		, 000 円 (8万円を超える場合、8万円と記入)

補助金の額は、交付申請では確定しません。
交付決定金額を上限とし、実績報告にて確定

1.太陽光発電システム(FITあり)

交付申請辞退届の提出

- ✓ 交付申請後、事業中止となった際に提出
- ✓ 辞退届提出後は、いかなる理由があっても当該年度に本市太陽光補助金への申請不可
(自家消費型太陽光発電システムへの申請も不可)

(第9条関係)

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金(太陽光発電システム) 交付申請辞退届

倉敷市長 あて

令和 年 月 日

届出者の区分 個人 リース
設置区分 新規 更新

住所	〒	押印または署名 ※個人の場合は署名可
フリガナ		
氏名 (名称・代表者名)		
電話		

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり交付申請を辞退します。

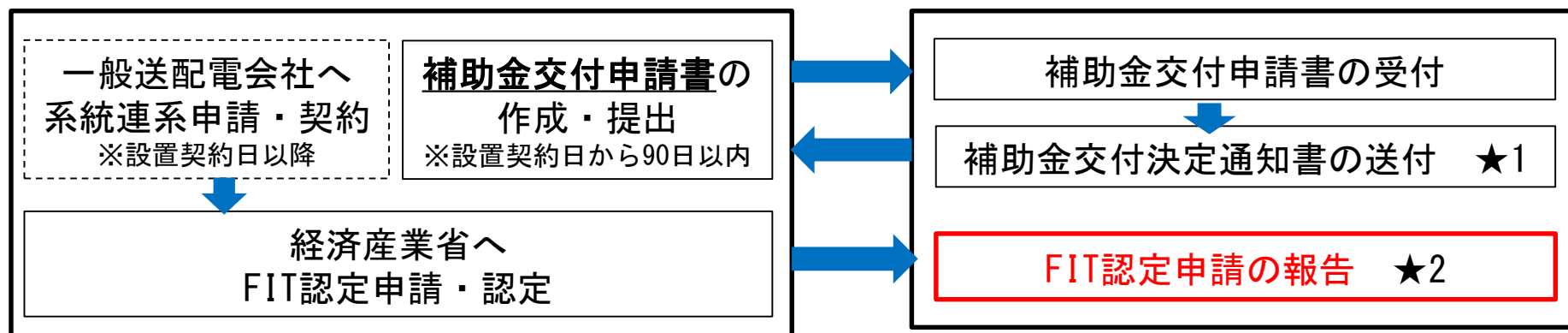
交付決定番号	光25-	※交付決定通知書に記載された交付決定番号を記入
辞退理由		
リースの場合の契約先 ※リースの場合のみ記入	住所	〒
	氏名	

なお、本辞退届を提出した日以降で、令和7年度倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金への補助金交付申請を行わないことを誓約します。

代行申請者から提出する場合、
「当該年度に補助金申請不可」
となることを申請者と共有した上で、
辞退届を提出してください

1.太陽光発電システム(FITあり)

FIT認定申請の報告



実施趣旨

- ・補助金事業の進捗状況を確認するため

報告内容

- ・補助金交付決定者の、経済産業省へのFIT認定申請完了報告

報告方法

- ・電話又はメール

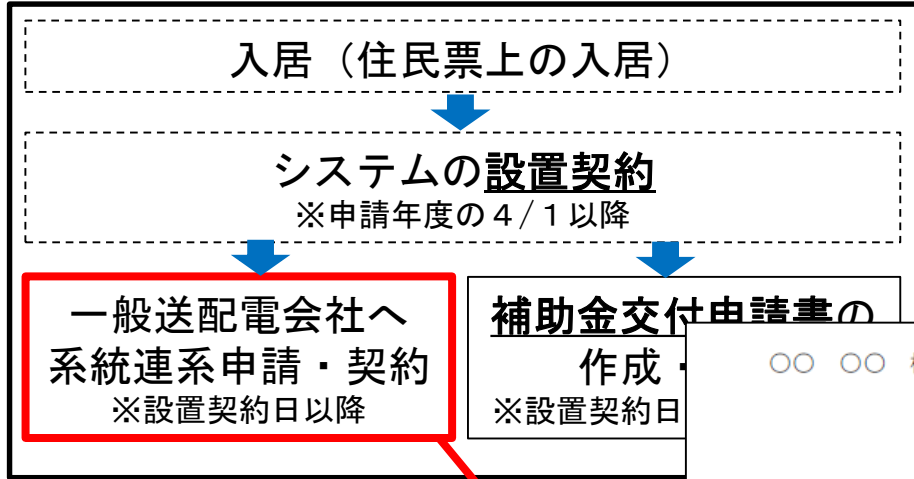
報告時期

- ・FIT認定申請完了後～システム設置日※まで
※交付申請書に記載した「システム設置日(予定)」

FIT申請状況の確認ができない場合、
交付決定を取り消す場合があります

1.太陽光発電システム(FITあり)

一般送配電会社へ系統連系申請日



中国電力NWから発行される以下の書類の赤線部分の日付を確認します

〇〇 〇〇 様

中国電力ネットワーク株式会社
〇〇ネットワークセンター
ネットワークサービス課

系統連系に係る契約のご案内

〇〇年〇月〇日受領の「電力受給契約申込書」(以下、「本申込み」といいます。)によりお申込みのありました当社電力系統への系統連系に係る接続契約につきまして、次のとおりご案内いたします。なお、本書に記載されていない事項につきましては、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱(2020年4月1日実施。以下、「契約要綱」といいます。)によります。

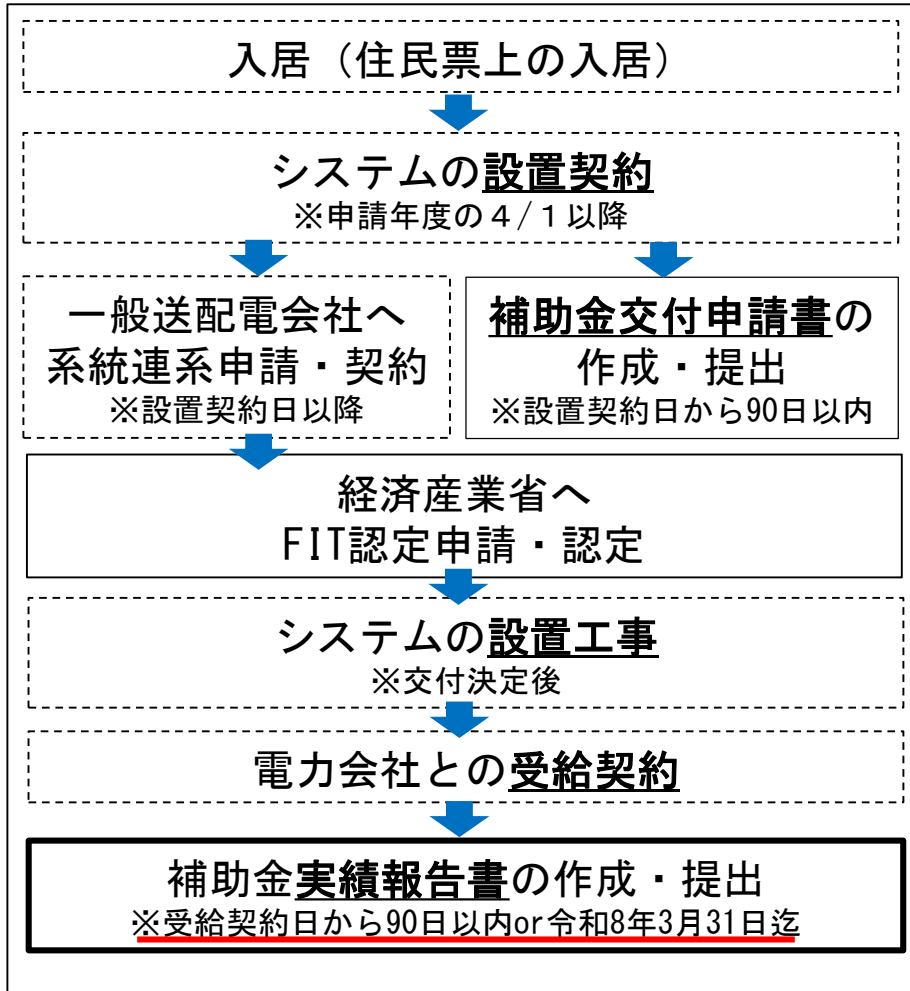
記

1. 契約の概要

①接続契約締結日	〇〇年〇〇月〇〇日
②発電者名義	〇〇株式会社
③発電設備設置場所住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
④発電設備種別	太陽光発電設備(10kW未満, W発電)
⑤最大受電電力	〇〇kW
⑥工事費負担金	〇〇〇, 〇〇〇円(消費税等相当額〇〇, 〇〇〇円を含む)
⑦支払期日	〇〇年〇〇月〇〇日
⑧受給開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
⑨備考	

系統連係申請が、
・設置契約
・住宅への入居
前に行われている場合は
補助対象外

1.太陽光発電システム(FITあり) 実績報告書



(第10条関係)

実績報告書

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金 実績報告書 (兼同意書)

太陽光発電システム

倉敷市長 あて

令和 年 月 日

申請者の区分 個人 リース

設置区分 新規 更新

申請者

住所			
フリガナ			
氏名 (名称・代表者名)			押印または署名
電話			

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり報告します。
補助金交付に必要な事項について、倉敷市が調査を行うことに同意します。

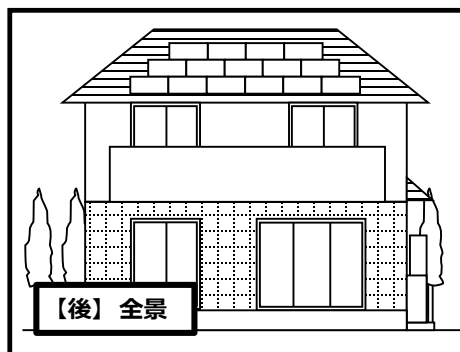
システム設置日 (電力受給契約書の受給開始日)	令和	年	月	日	※システム設置日から90日以内に 実績報告書提出(必着)
①		W	×		枚 = W
②		W	×		枚 = W
③		W	×		枚 = W
合計 A					kW (小数点以下2位未満切捨て)
【パワコン】定格出力	B				kW (小数点以下2位未満切捨て)
出力値 ※A、Bのうち低い値を記入	C				kW
補助金交付申請額 ※C×2万円(上限8万円)					, 000 円 (8万円を超える場合、 8万円と記入)

実際に設置した容量で補助金額確定
但し、交付申請時からの増額変更は不可

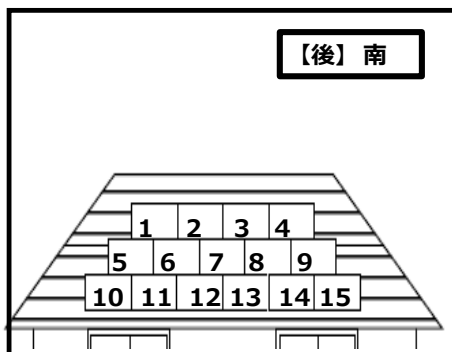
1.太陽光発電システム(FITあり) その他の留意点

カラー写真(実績報告書添付書類)

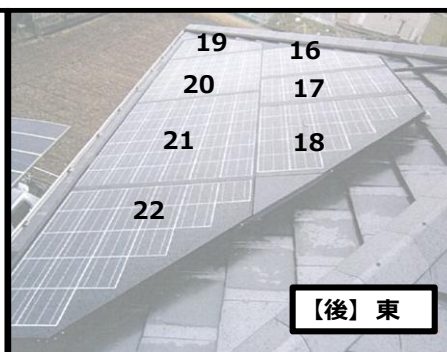
↓システム設置後の全景写真を添付



② 全景 (南面)
【実績報告時提出】

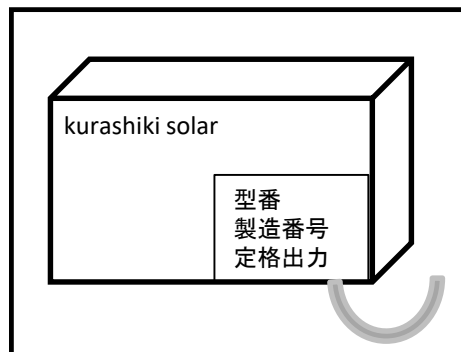


③-1 屋根面15枚 (南面)
【実績報告時提出】



③-2 屋根面7枚 (東面)
【実績報告時提出】

モジュールには番号を印



④ パワーコンディショナーの写真
(定格出力がわかる)
【実績報告時提出】

←定格出力がわかるように写真を撮影

1.太陽光発電システム(FITあり) その他の留意点

請求書(実績報告書添付書類)

(第11条関係)

請 求 書

捨
印

令和 年 月 日

倉敷市長 へ

下記金額を請求します。

住所又は所在地	
氏名又は名称・代表者名	印

請求金額	百万	十万	万	千	百	十	円

内訳 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金

太陽光発電システム 燃料電池システム ZEH おひさまエコキュート

太陽熱利用システム 定置型リチウムイオン蓄電池システム

(振込口座)

金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> 農業協同組合		

当該補助金の請求書を使用してください
(自家消費型太陽光と間違えないように)

2.自家消費型太陽光発電システム (FITなし)

2. 自家消費型太陽光発電システム（FITなし） 概要

補助対象

既築の戸建住宅に設置するFIT/FIP制度を利用しない太陽光発電システム
※兼用住宅は×

受付期間

令和7年5月15日（木曜日）～令和8年1月30日（金曜日） ※受付期間注意

予定件数

150件（交付申請※の先着順）

補助金額

1kWあたり7万円（上限6kWまで）

※申請名称を変更しています

旧	R7年度
事前登録	交付申請
交付申請	実績報告

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 変更点

R6→R7の変更点

- ✓ 補助予定件数の変更 ✓ 補助金額の変更
- ✓ 見積による契約代替は不可(5/15以降に契約書にて契約締結)
- ✓ 設置契約より前に、中国電力ネットワークに系統連系接続契約申請を行っている場合は**補助対象外**
- ✓ 交付申請期日は設置契約から90日以内
- ✓ 実績報告期日は受給契約から90日以内
- ✓ PPAによる申請は補助対象外
- ✓ 国の太陽光発電システム補助金・蓄電池補助金との併用は一切認めない
 - ・家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業(DR補助金)
 - ・子育てグリーン住宅支援事業(蓄電池)

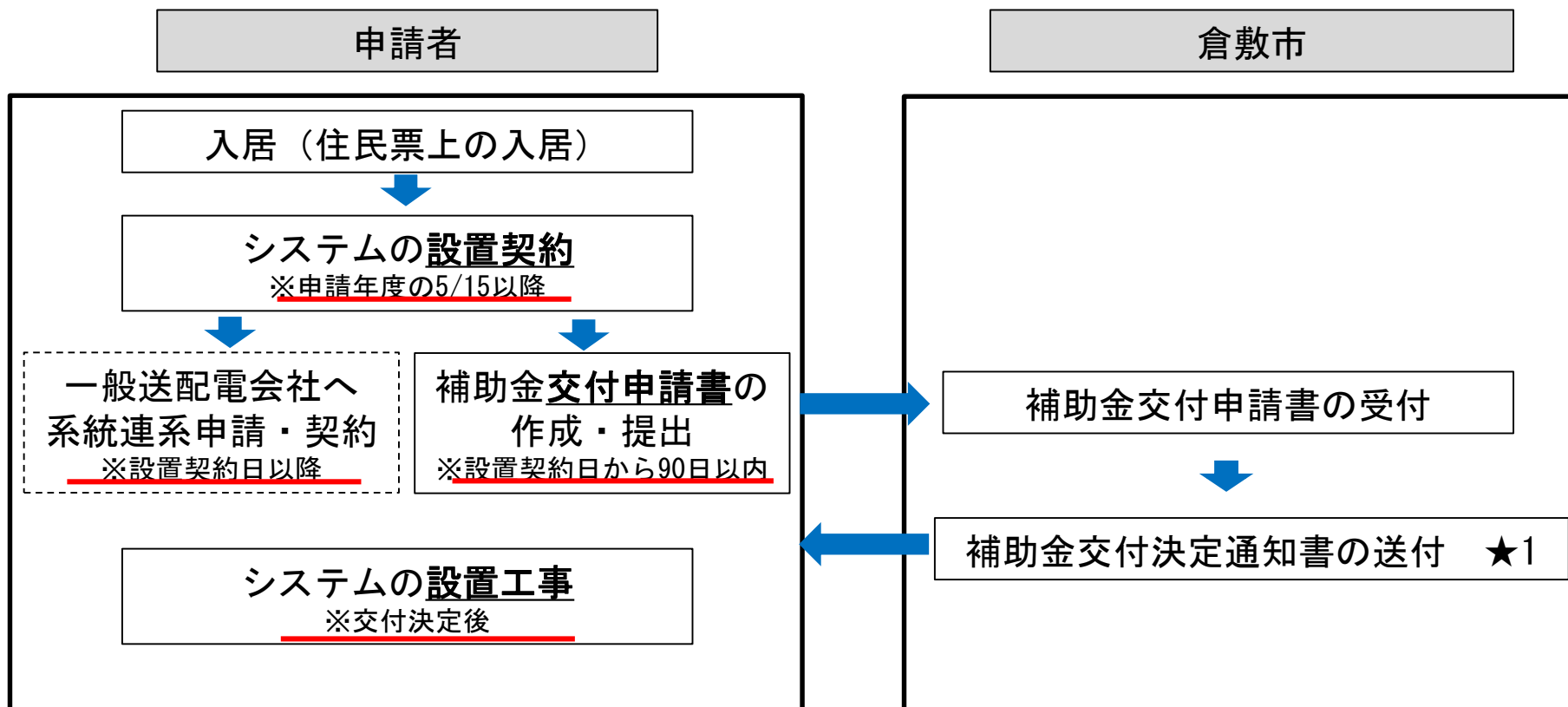
その他提出書類の変更もあります

※これ以外でもモジュール・パワコンに国補助金が充当される場合×

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 留意点

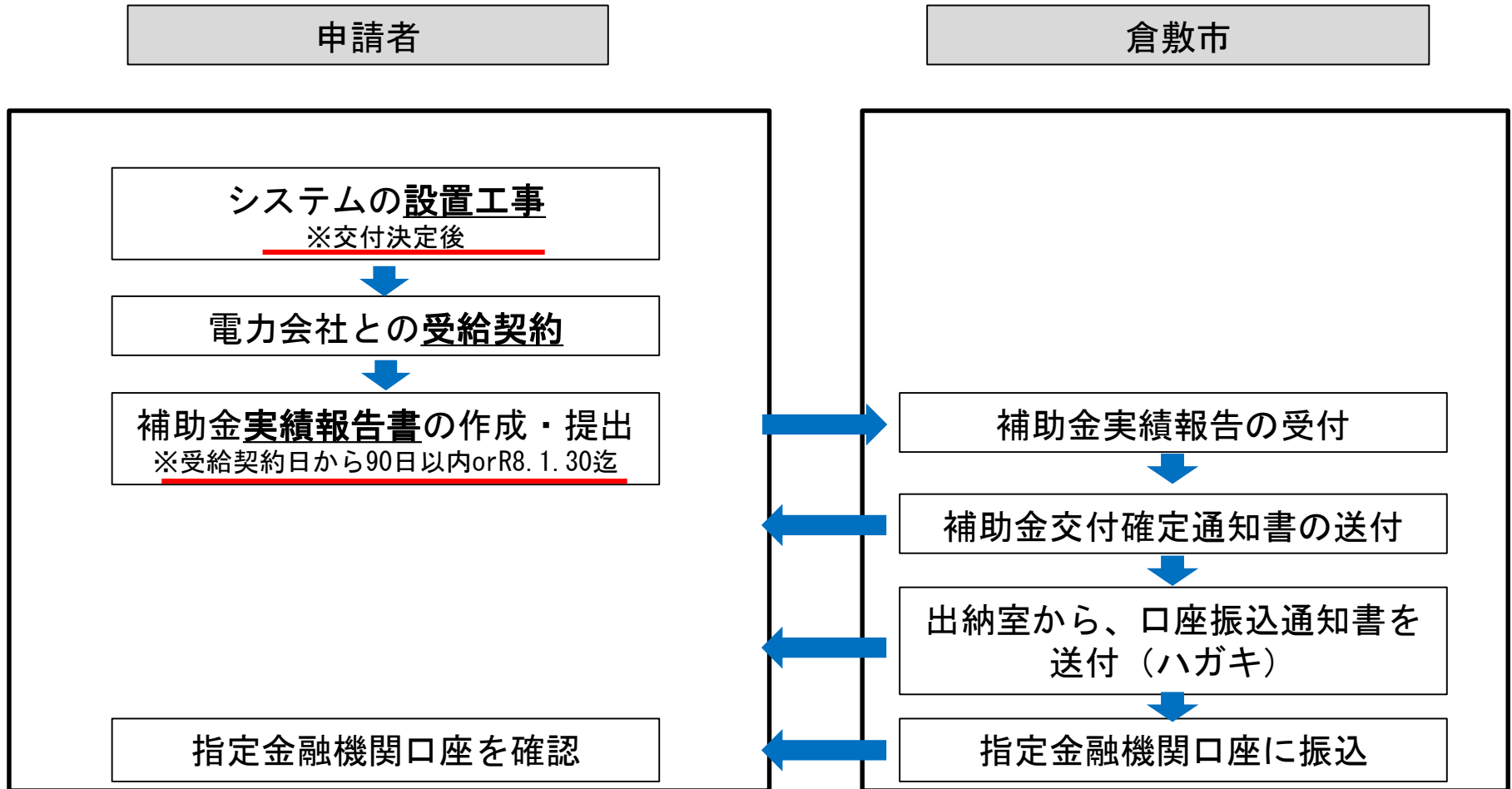
	FITあり	FITなし
受付期間	R7.4.1～R8.3.31	R7.5.15～R8.1.30
設置契約日	R7.4.1～	R7.5.15～
対象となる住宅	既築の戸建住宅 (兼用戸建住宅を含む)	既築の戸建住宅
更新による導入	可 ※モジュール・パワコン含む全更新のみ	不可
FIT制度の利用	可	不可
補助金額	2万円/kW(上限4kW) 小数点2位未満切り捨て	7万円/kW(上限6kW) 小数点以下の端数は切り捨て
FIT認定申請時の 本市への報告	必要	不要
発電量・売電量確認用 モニター等の設置	不要	必要
発電量・売電量の 実績報告	不要	必要
国の補助金との併用	可	不可

2. 自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 申請手順(工事前)



★1 「交付申請後」に事業中止となった場合は、必ず「交付申請辞退届」を提出

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 申請手順(工事後)



2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 発電実績報告(補助金交付後)

1年目

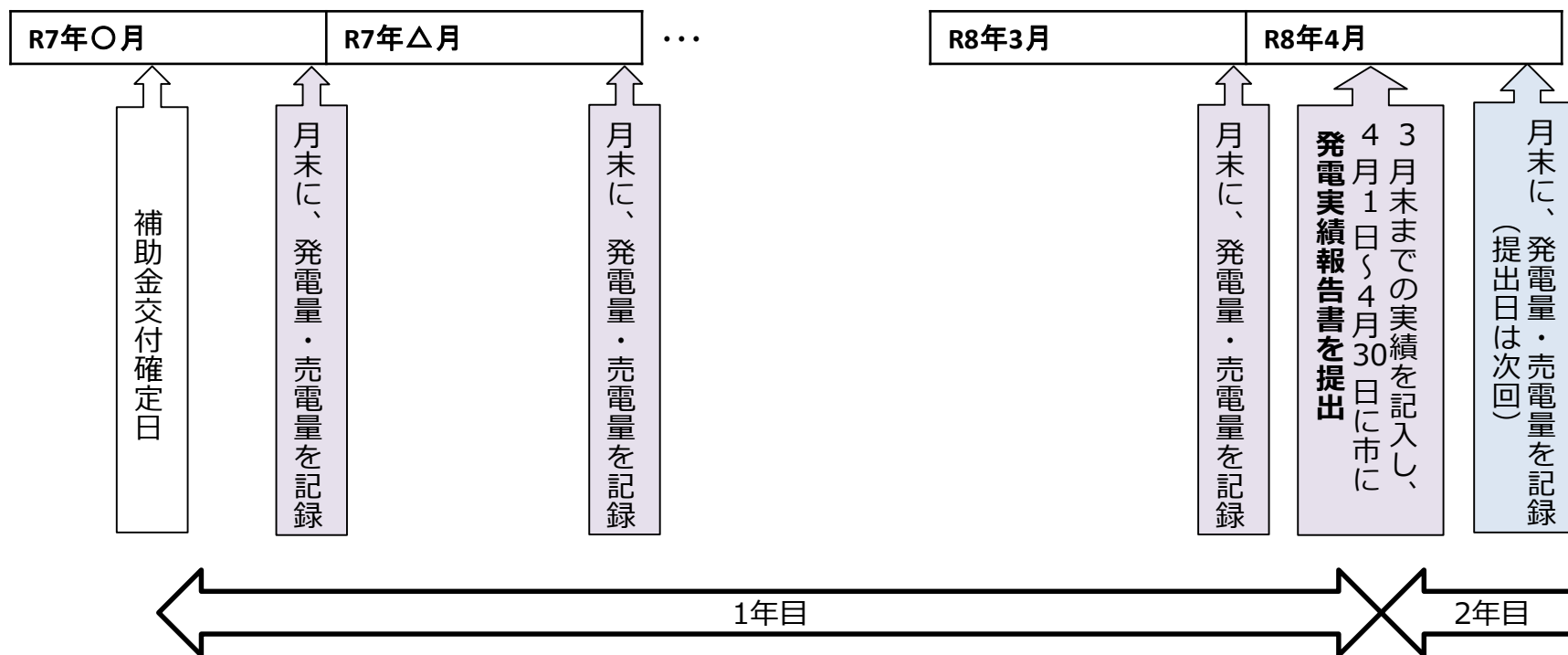
倉敷市自家消費型太陽光発電システム導入促進補助金 発電実績報告書

※網掛けした枠内に記入してください

提出期限	令和8年4月30日
住所	倉敷市
氏名	
交付決定番号	自光25 -
交付確定日	令和 年 月 日 (補助金交付額確定通知書に記載された日)

令和7年度	発電量① ※小数点以下は 四捨五入	売電量② ※小数点以下は 四捨五入	令和7年度	発電量① ※小数点以下は 四捨五入	売電量② ※小数点以下は 四捨五入
4月末	kWh	kWh	10月末	kWh	kWh
5月末	kWh	kWh	11月末	kWh	kWh
6月末	kWh	kWh	12月末	kWh	kWh
7月末	kWh	kWh	1月末	kWh	kWh
8月末	kWh	kWh	2月末	kWh	kWh
9月末	kWh	kWh	3月末	kWh	kWh
			合計	kWh	kWh

2.自家消費型太陽光発電システム(FITなし) 発電実績報告(補助金交付後)



6年間発電実績報告書の提出が必要

2. 自家消費型太陽光発電システム（FITなし） 一般送配電会社へ系統連系申請日

入居

本ページについて、一部運用変更※がございます。

※申請日確認書類の変更

詳しくは「自家消費型太陽光発電システム（FITなし）」

紹介ページをご確認ください。

一般送配電会社へ
系統連系申請・契約
※設置契約日以降

準備完了
作成・
※設置契約日か

〇〇 御中

〇〇電力株式会社
長（印）

発電設備等に関する契約申込みの回答について（承諾）

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、貴社の平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの契約申込みにつきまして、
別添書面のとおり、同申込みを承諾することを、本書をもってお知らせいたします。

また、当社は、本承諾をもって、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針第

系統連係申請が、
・設置契約
・住宅への入居
前に行われている場合は
補助対象外

2.太陽光発電システム(FITなし) その他の留意点

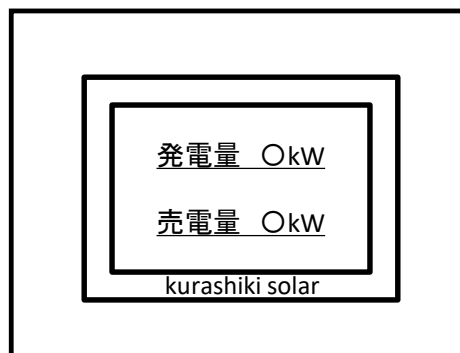
● 交付申請書、実績報告書関連の留意点は太陽光発電システム(FITあり)と同様

- ・補助金額は交付決定金額を上限に、実績報告で確定(増額変更不可)
- ・事業中止の際には「交付決定辞退届」を提出
- ・カラー写真の撮影方法 ・請求書の使い分け 等

● カラー写真(実績報告書添付書類)

発電量・売電量の確認ができるモニターなどの写真

→6年間の発電実績報告ができる設備が導入されているかの確認



←出来る限り、1か月ごとの発電量、売電量の積算値
が確認できる画面の写真を添付

- ⑤ モニターの写真
(発電量・売電量が確認できる)
【実績報告時提出】

3.定置型リチウムイオン蓄電池

3.定置型リチウムイオン蓄電池 概要

補助対象

既築・新築の戸建住宅(兼用戸建住宅を含む)に設置した蓄電池

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)～令和8年3月31日(火曜日)

予定件数

500件(先着順)

補助金額

システムの初期実効容量1kWhあたり1万円 ※上限6万円

3.定置型リチウムイオン蓄電池 変更点

R6→R7の変更点

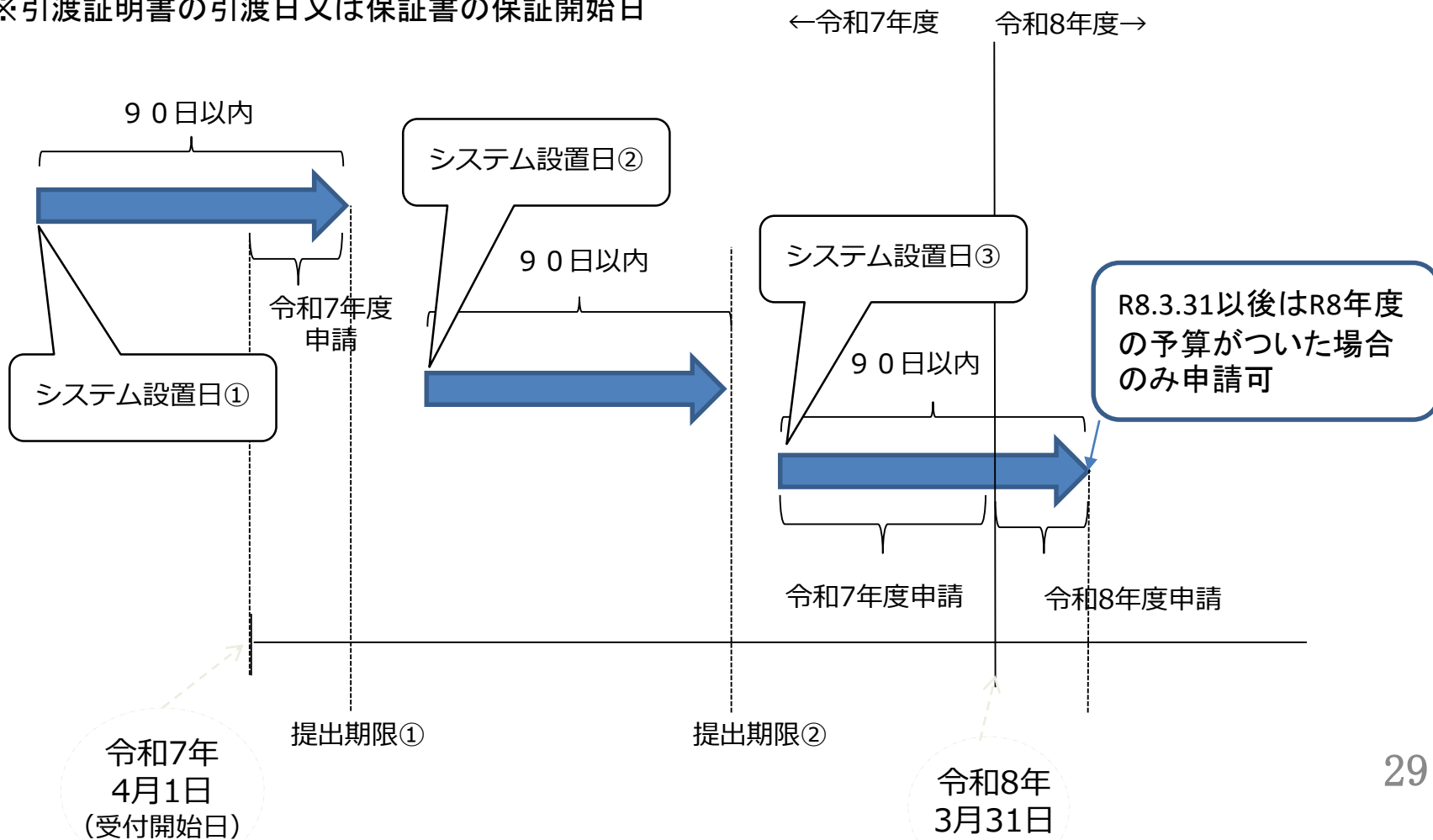
- ✓ 補助金額の変更
- ✓ システム設置日の定義を、
(旧)保証書の保証開始日
(新)引渡証明書の引渡日又は保証書の保証開始日
に変更
- ✓ 提出書類に
「仕様書又はカタログ等(パッケージ型番が明記されたもの)」を追加
- ✓ 提出書類のカラー写真のうち、「製造番号」の写真不要※品名番号は必須
- ✓ 申請期間がシステム設置日から90日に変更
- ✓ PPAによる導入は補助対象外

3.定置型リチウムイオン蓄電池 申請手順

・システム設置後の事後申請

(システム設置日※より90日以内)

※引渡証明書の引渡日又は保証書の保証開始日



3.定置型リチウムイオン蓄電池 引渡証明書

引渡証明書(定置型リチウムイオン蓄電池システム)

令和 年 月 日

施工事業者 又は 住宅販売業者	所在地	〒 -
	名称及び 代表者名	蓄電池の施工・販売を行った業者が 記入してください
	担当者氏名	
	電話	

次のとおり、交付申請書記載の補助対象システムの工事を完了し、引渡したことを証明します。

補助対象システム	定置型リチウムイオン蓄電池システム
----------	-------------------

発注者 (補助金申請者の氏名)	
施工又は販売した 住宅の住所	倉敷市
引渡日	令和 年 月 日

補助対象システムに係る工事が完了し、
工事代金の支払いが完了した日
(保証開始日)を記入すること

・保証書発行の有無に関わらず
引渡証明書で交付申請可能

・保証書にて対応する場合、
①保証開始日②品名番号③販売店名
④購入者の氏名及び住所
が記載されていることが条件
※①～④が記載されていない場合は、
引渡証明書で交付申請してください

3.定置型リチウムイオン蓄電池 仕様書又はカタログ

●提出書類

「仕様書又はカタログ等(パッケージ型番が明記されたもの)」について

◆セット構成およびメーカー希望小売価格 [機器セット]、[必須別売品]、[タイプ別 必須別売品セット]を組み合わせてご発注ください。

[機器セット]

パッケージ型番(発注品番)	構成機器	メーカー希望小売価格(税込)
スマートPVマルチ6.5kWh【一般】 CB-P65M05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP65A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥2,963,400
スマートPVマルチ6.5kWh【 重塩害対応 】 CB-P65MS05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP65A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,137,200
スマートPVマルチ9.8kWh【一般】 CB-P98M05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP98A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,602,500
スマートPVマルチ9.8kWh【 重塩害対応 】 CB-P98MS05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP98A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥3,776,300
スマートPVマルチ16.4kWh【一般】 CB-P164M05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RP1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP164A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥6,067,600
スマートPVマルチ16.4kWh【 重塩害対応 】 CB-P164MS05A	●マルチ蓄電/パワーコンディショナ/PCS-RPS1A ●蓄電池ユニット/CB-LMP164A ●マルチ蓄電システム用ゲートウェイ/RC-307A	¥6,241,400

・「**パッケージ型番**」の構成要素に、設置した「**蓄電池ユニット**」の品番が確認できるカタログ等の写しを提出してください

※「システムの初期実効容量を証する書面」で上記が確認できる場合は省略可

4.おひさまエコキュート

4.おひさまエコキュート 概要

補助対象

既築、新築住宅(兼用戸建住宅を含む)に設置したおひさまエコキュート※

※昼間に沸き上げる機能を有するエコキュート

太陽光発電システムが設置されていることが条件

本市ZEH補助金との併用不可

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)～令和8年3月31日(火曜日)

予定件数

20件(先着順)

補助金額

3万円(定額)

4.おひさまエコキュート 補助対象設備

補助対象となる「おひさまエコキュート」とは

お湯の沸き上げ時間の全部または一部を

昼間に設定することができるエコキュート

※但し、メーカー仕様範囲外の手法による沸き上げ時間の変更は補助対象外

※一般的な「おひさまエコキュート」と本市補助金における「おひさまエコキュート」の定義は異なります。

給湯器種類（一般的な分類）	沸き上げ時間帯	補助金上の定義	補助対象
通常のエコキュート	夜間のみ	エコキュート	×
おひさまエコキュート	昼間のみ	おひさまエコキュート	○
昼間沸き上げ機能付きエコキュート	※デフォルトは夜間。一部を昼間設定可		

4.おひさまエコキュート 補助対象設備

想定している昼間沸き上げ機能付エコキュート ※一般的なおひさまエコキュート除く

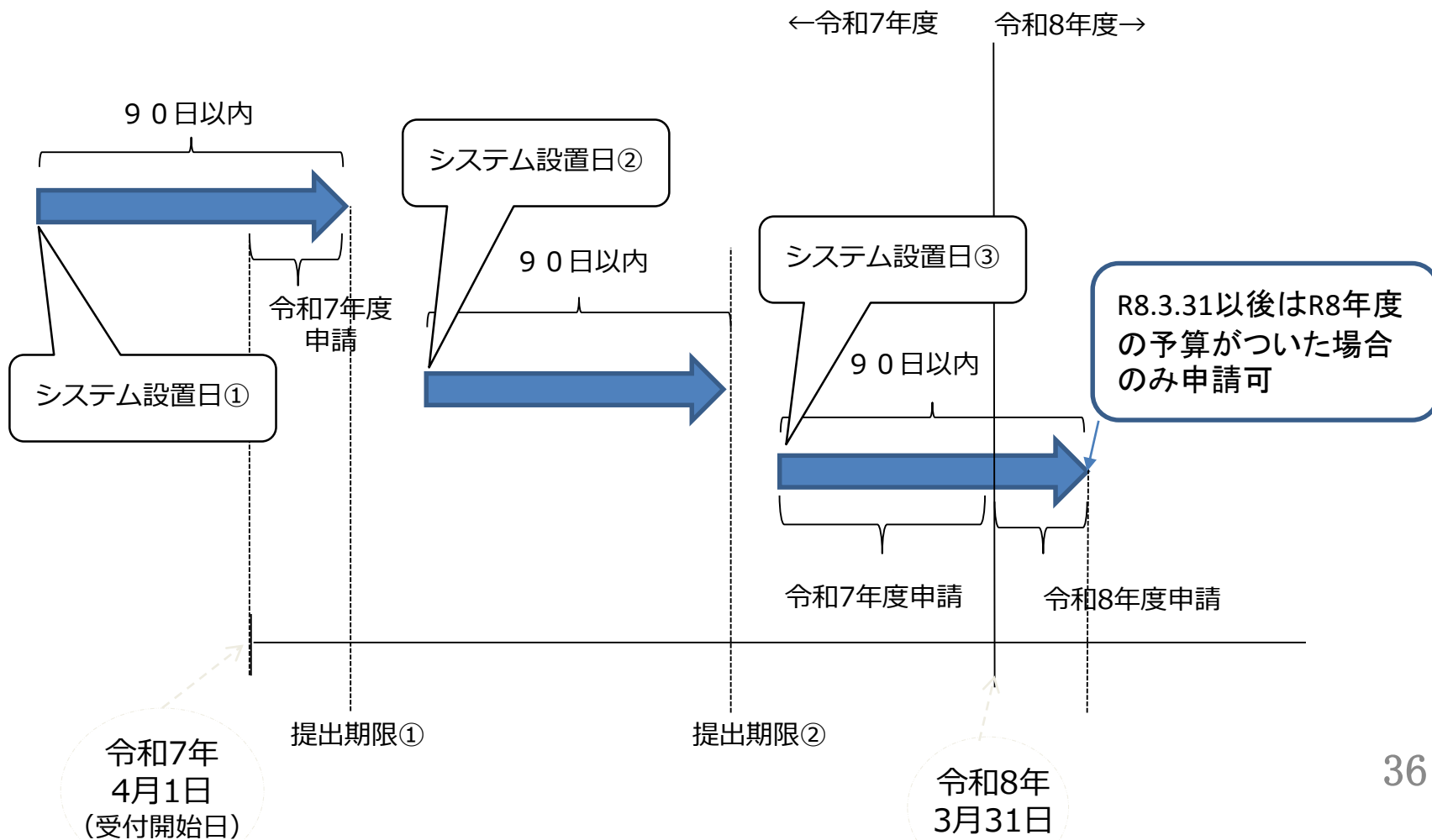
メーカー名	昼間沸き上げ機能（呼称）
コロナ	ソーラーモード
	ソーラーモードプラス
	ソーラーモードアプリ
ダイキン	昼間シフト機能
	昼間シフト天気予報連動
日立	太陽光発電利用沸き上げ
長府製作所	ソーラーアシストモード
パナソニック	ソーラーチャージ
	AIソーラーチャージ
	スマートソーラーチャージ
東芝	昼の運転予約
三菱電機	お天気リンクEZ

- 上記以外でも、当該機能が掲載されているカタログや仕様書にて、機能が確認できればOK
※交付申請時の提出書類「メーカー標準仕様により日中に沸き上げる機能が証明できる書類」

4.おひさまエコキュート 申請手順

・システム設置後の事後申請

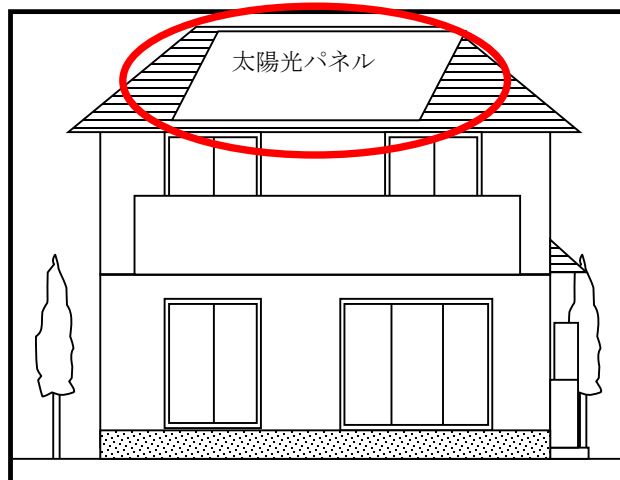
(システム設置日 (保証書の保証開始日) より90日以内)



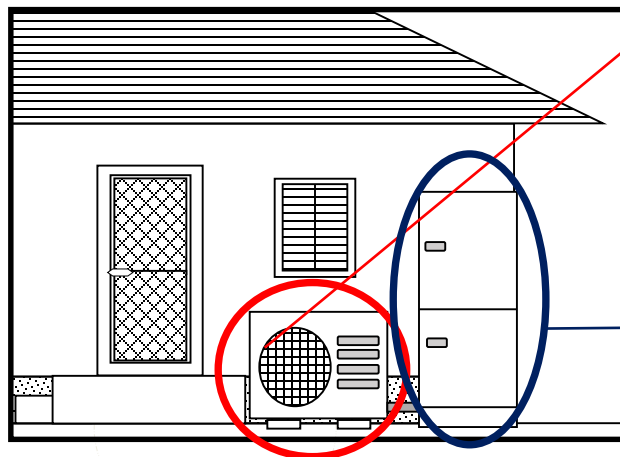
4.おひさまエコキュート 申請時の留意点

【交付申請時の提出書類】

・カラー写真



←システム設置後の家の全景写真は
太陽光パネルが映るように撮影



倉敷給湯	
家庭用おひさまエコキュート	
ヒートポンプユニット	
品番 ABC-111222	
電圧	100V
周波数	60Hz
消費電力	〇W
沸き上げ温度	〇℃
製造番号	01234567

それぞれ本体・铭版写真が必要
←ヒートポンプユニット
↓貯湯ユニット

倉敷給湯 ヒートポンプ給湯器	
貯湯ユニット	
品番 DEF-333-444	
電圧	100V
周波数	60Hz
消費電力	〇W
タンク容量	〇L
沸上がり湯温	〇℃
製造番号	9876543

5.質疑応答(前半)

6.中小企業者向け省工ネ改修

6.中小企業者向け省エネ改修 概要

補助対象

中小企業等が省エネ診断に基づき導入した
一定量以上のCO2削減効果のある省エネ、創エネ設備 ※LED照明除く

受付期間

令和7年4月1日(火曜日)～令和8年3月31日(火曜日)

補助金額

補助率: 1/5(太陽光発電システム、蓄電池)、1/3(その他の省エネ設備)
上限額: 300万円

予算

1,500万円(事前登録の先着順で、予算が無くなり次第終了)

6.中小企業者向け省エネ改修 変更点

R6→R7の変更点

- ✓ 「温室効果ガス削減効果に関する診断書」の診断機関を変更
- ✓ 補助対象事業要件である、「温室効果ガス削減効果」の条件変更
- ✓ 太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入に係る費用の補助率を変更
- ✓ LED照明導入に係る費用は**補助対象外**
- ✓ 太陽光発電システム導入時の提出書類から「受給契約書の写し」を削除

6.中小企業者向け省エネ改修 申請方法(事前登録前)

① 省エネ診断受診

「市の指定する対象診断機関」へ省エネ診断を申し込み、
「有効な省エネ診断書」を取得する

② 導入する省エネ設備の決定

省エネ診断書に記載された省エネ施策の中から、
導入する省エネ設備を決定する(CO2削減要件あり)

③ 事前登録申出書の提出

②で決定した省エネ設備導入費用の見積・仕様書等を取得し、
その他必要資料と併せて市へ事前登録
※必ず**着工前に事前登録**してください

6.中小企業者向け省エネ改修 申請方法(事前登録後)

④ 事前登録通知の取得

事前登録内容の確認完了後、市から事前登録通知書を送付
※申請から登録まで1~3週間程度必要

⑤ 事前登録に基づく改修工事を実施

事前登録の内容を変更するとき、または中止するとき
は変更等届出書を提出

・120日以内
・R8.3.31
いずれか早い日

⑥ 市へ補助金交付申請書を提出

工事完了後、必要書類を添えて期日※までに交付申請
※工事の完了がR8.3.31を超える場合、補助金交付できません

6.中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

市が指定する対象診断機関とは

次のいずれかの診断機関が「対象診断機関」です

- 一般財団法人省エネルギーセンター
- 本市の対象診断機関名簿に記載されている法人

6.中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

対象診断機関名簿に記載されるには

- ① 「対象診断機関届出書」を診断事業者から本市へ提出
※対象診断事業者要件を満たす必要あり



- ② 本市HPの対象診断機関名簿に登載

6. 中小企業者向け省エネ改修 対象診断機関

対象診断事業者要件とは

- 1 省エネお助け隊の診断または省エネクイック診断事業を過去3年以内に実施した実績があること
- 2 複数の専門職員から構成される省エネ診断事業担当部署を有すること
- 3 エネルギー管理士の資格取得者が1名以上在籍していること

対象診断機関

下記のいずれかの診断機関にて省エネ診断を受診してください。

下記の診断事業者の当該年度及び前年度の省エネ診断書が有効な診断書です。

> [ア 一般財団法人省エネルギーセンター\(省エネ最適化診断\)\(外部リンク\)](#) </p></div>
<div data-bbox="430 805 515 830" data-label="Text">

届出完了後

6.中小企業者向け省エネ改修 省エネ診断報告書

有効な省エネ診断書とは

対象診断機関が国の省エネ診断事業※1に
基づき作成した診断書※2が本補助金で有効

※1 省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネクイック診断

※2 名簿に記載された年度及びその前年度に作成されたもの

例) R7に名簿に記載された場合は、R7・R6に作成された診断書が有効

6. 中小企業者向け省エネ改修 補助対象設備

補助対象設備

- ・「有効な省エネ診断書」に基づき導入する
一定量以上のCO2削減効果のある省エネ、創エネ設備

但し、LED照明は補助対象外

一定量以上のCO2削減効果とは

- ・CO2排出量を1事業所につき15%以上※
(太陽光発電設備を除く場合は3%以上)削減できる見込みがあること
- ※事業所全体の年間CO2排出量 例) (改修前) 100t-CO2/年 → (改修後) 85t-CO2/年

CO2削減効果の確認方法

- ・「省エネ診断書」に「省エネ設備導入によるCO2削減率」が提示されます
例) ・空調設備の高効率化 5%削減
・給湯設備の高効率化 3%削減

6. 中小企業者向け省エネ改修 補助対象設備

- 以下の表で「○」の設備が補助対象事業として申請可能です

CO2削減率合計値	太陽光発電設備	その他の省エネ設備 (太陽光発電設備以外)
15%以上	○	○
3%以上～15%未満	×	○
3%未満	×	×

- 1つの設備で補助要件の削減率を満たせない場合は、補助要件をみたすように、複数設備導入
- 但し、太陽光発電設備を導入する場合は、その他の省エネルギー設備等を1つ以上、併せて導入

例)

省エネ診断内容	CO2削減効果	補助申請
①空調設備の高効率化	3%	単独申請可 (②または③と併せた申請も可)
②給湯設備の高効率化	1%	①または③と併せて申請可
③太陽光発電設備導入	15%	①または②と併せて申請可

6. 中小企業者向け省エネ改修 補助金額

補助率

- ① 太陽光発電システム及び蓄電池システム以外の省エネルギー設備等
補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）
- ② 太陽光発電システム及び蓄電池システム
補助対象経費の5分の1（千円未満切捨て）

補助対象経費

- ・省エネルギー設備等に係る設備費及び工事費（撤去費は除く）
※事前登録の際には、必ず①と②別々の見積書を準備してください
- ・エネルギーの見える化を図る設備の新規導入に係る設備費及び工事費
（導入は任意）

6. 中小企業者向け省エネ改修 その他の留意点

「省エネ診断書記載された設備」の省エネ性能と
「実際に導入する設備」の省エネ性能について差異がないか必ず確認してください

- ・省エネ性能の差がある場合、事前登録不可
- ・実際に導入する設備性能での削減効果根拠資料を任意様式で作成し提出
※補助要件であるCO2削減率を満たせない場合は、事前登録不可

補助金交付後、3年度間の実績報告が必要です

- ・補助要件であるCO2削減率を満たしているかどうかの確認
- ・1年度間の電気使用量等から、市の様式によりCO2排出量を算定。毎年度6月に提出
- ・補助要件のCO2削減率を満たせない場合は、
「温室効果ガス削減目標達成に向けた計画書」を作成し、提出
※ただし、削減率を満たせない客観的な理由が示せない場合は
補助金の返還を要求する場合があります

7.質疑応答(後半)